

建設工事に係る最低制限価格算定方法について

令和5年3月10日

土浦市総務部管財課

土浦市では、公共工事における品質確保の徹底及び入札事務の適正かつ迅速な執行を図るため、平成21年10月公告分から最低制限価格制度を導入しております。運用については以下のとおりとなりますので、入札にご参加の際はご確認いただきますようお願いいたします。

下線部については今回の改正部分となりますのでご確認ください。

1 最低制限基本価格の算定方法

(1) 土木工事等（道路改良、ほ装、路面標示、上・下水道、下水道(電気・機械)設備、造園 等)

ア 直接工事費×0.97

イ 共通仮設費×0.9

ウ 現場管理費×0.9

エ 一般管理費等×0.68 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(2) 建築工事（電気設備工事・機械設備工事・外構工事含む）

ア 直接工事費×0.9×0.97

イ 共通仮設費×0.9

ウ （現場管理費+直接工事費×0.1）×0.9

エ 一般管理費等×0.68 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

ア 直接工事費×0.8×0.97

イ 共通仮設費×0.9

ウ （現場管理費+直接工事費×0.2）×0.9

エ 一般管理費等×0.68 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(4) その他

特別なものについては、上記（1）から（3）の算定方法にかかわらず、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で適宜設定します。

※最低制限基本価格は、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で設定します。

上記により算定した価格が予定価格の9.2/10を超える場合にあっては予定価格に9.2/10を乗じて得た額とし、7.5/10に満たない場合にあっては予定価格に7.5/10を乗じて得た額とします。

2 最低制限価格の算定方法

上記1で算定した**最低制限基本価格**に、開札直前のくじ引きで決定する係数（0.980～1.020）を乗じて算定します。なお、千円未満の端数は切捨てとします。

但し、全ての入札者の入札価格が算定した**最低制限価格**を下回ったときは、**最低制限基本価格**に**最低係数**である0.980を乗じて千円未満の端数を切捨てた価格を**最低制限価格**とします。（詳しくは後述の**<全社が最低制限価格を下回った場合の落札者決定方法>**をご覧ください。）

3 最低制限価格の設定範囲

予定価格の7.5/10から9.2/10まで。

4 対象工事

予定価格（税込）が130万円を超える工事で競争入札に付する案件。

5 その他

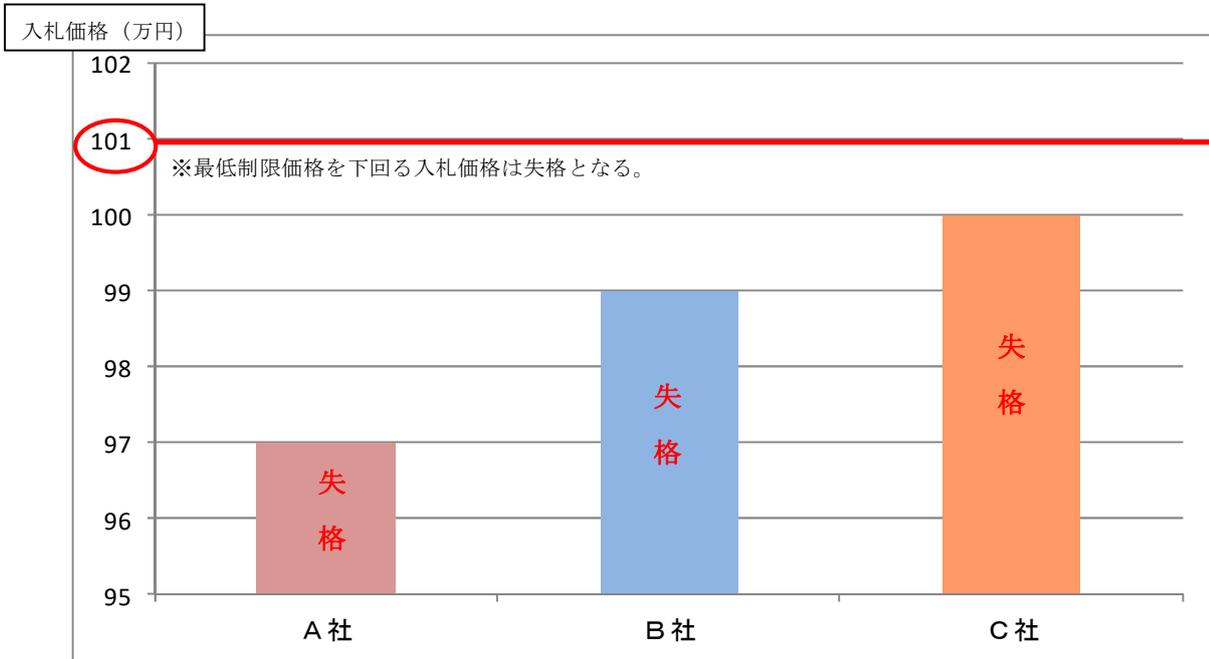
最低制限価格を設定した案件は入札公告または指名通知書にその旨を記載します。

<全社が最低制限価格を下回った場合の落札者決定方法>

例) 工事Xにおいて、A、B、Cの3社が入札を行っている。各々の入札価格はA社が97万円、B社が99万円、C社が100万円である。なお、本工事の最低制限基本価格は1,000,000円であり、係数はくじ引きにより1.010となった。

最低制限価格＝

$$1,000,000 \text{ (最低制限基本価格)} \times 1.010 \text{ (係数)} = 1,010,000 \text{ 円}$$



上の図のような場合、全社が最低制限価格未満のため、次の通り最低制限基本価格にくじの最低係数である0.980をかけ最低制限価格を再計算します。

再計算後の最低制限価格＝

$$1,000,000 \text{ (最低制限基本価格)} \times 0.980 \text{ (最低係数)} = 980,000 \text{ 円}$$

A社は入札価格が最低制限価格の98万円を下回るため失格、B社とC社は最低制限価格を上回る入札価格であるため、この2社のうち入札価格が低いB社が落札者となります。

